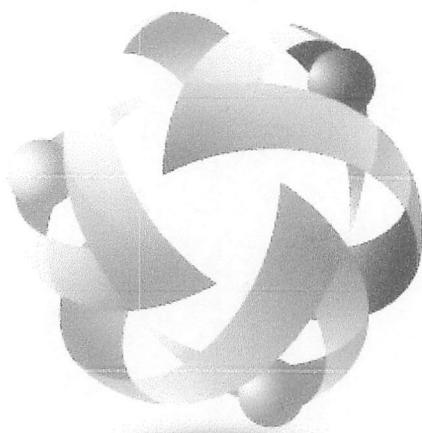


THE JOURNAL OF THE JAPANESE SOCIETY
OF ALCOHOL-RELATED PROBLEMS

日本アルコール関連問題学会雑誌

第19巻第1号
2017年度



日本アルコール関連問題学会

The Japanese Society
of Alcohol-Related Problems

分科会2：ギャンブル依存症

岩手県におけるギャンブル問題を抱える方への介入及び生活サポート

藤澤 俊樹

I. はじめに

いわて生活者サポートセンターは、全国で唯一信用事業に特化した生活協同組合である消費者信用生活協同組合が設立母体となってつくられたNPO法人である。信用生協で相談対応する多重債務等のお金のトラブルにまつわる心の問題を担当するというミッションをもって平成14年に設立された。この経緯から、当初より、債務の原因となるギャンブル依存の問題、借金問題から派生するDVの問題等に取り組んできた。

これらの取組みに加え、家計診断・家計改善の相談、自殺対策等も実施してきた。

しかし、この10年ほど、多重債務の相談は減少しており、それに反比例して生活困窮の相談が増えている状況を受け、平成20年度からは、困窮者支援（くらしとお金の安心支援事業、パーソナルサポートモデル事業、生活困窮者自立相談支援事業等）に活動の中心を移してきている。

II. 相談支援の基本的考え方

1 制度の縦割り利用から制度の狭間を埋める横断的な支援へ

昨今の相談者の特徴として、多重債務など単一の問題の相談で来所される方の割合は、1割にも満たない状況である。その他の多くの方は、借金、その背景にあるギャンブル依存の問題、そもそも金銭管理ができない、家族関係にも問題を抱えているといったように、異なるレベルの複雑な問題を抱え相談に来られている。

また、困難な問題を抱えている方ほど、自己の抱える問題の特定が難しく、さらには、どの機関に相談したらいいかという情報も持ち合わせていないという方が多いように感じている。

こういう方に、特定の制度のみを用意し、窓口で相談者が来所するのを待機しながら相談支援し、制度の要件に該当しなければ、帰っていただくという

スタイルでは、相談者が自分の支援につながる相談窓口を見つけることができず、勇気を振り絞って相談に来てもたらいまわしにされるなど、いわゆる相談の2次被害に直面する危険すらある。

そこで、自殺対策（今年3月の自殺対策基本法の改正により、条文の中に「生きることの包括的支援」という言葉が盛り込まれている）、困窮者支援の考え方とも平仄を合わせ、問題を相談員の側でも掘り起こし、複数の目を通したアセスメントで問題を特定し、包括的な支援プランを作り、寄り添い・同行型の支援を継続するということを相談支援のスタイルの基本と考えている。

2 具体的な支援

相談に来られた方のインテイク面談をもとに、毎朝全職員で、ケースアセスメントの会議を開催し、必要に応じ外部の機関の方にも参加していただきながら、問題の掘り起しと包括的なプランの組み立てを行う。

このプランに基づき、専門の支援機関への同行など、可能な限り寄り添い型でプランの進捗を図る。また、一旦当初の目標の支援が完結しても、終了後一定期間のところでモニタリングを行い、その後問題が発生していないかなどの、ケースマネジメントにも意を払っている。

III. ギャンブル依存問題への取組み

1 開始当初からの支援

ギャンブル依存問題に関しては、全国的にも評価の高い取り組みをしておられる他県の先生方の技術支援も受け、平成16年に本人向けの月2回のグループカウンセリング、また月1回の家族会を岩手県の精神保健福祉センターとの共催事業として立ち上げた。

この2つについては、現在も継続して取組みを行っている。

2 包括的な支援

この取り組みの中から見えてきたことがある。ま

ず、ギャンブルが抑えられればすべての生活が順調に運ぶ人も中にはいる。他方、多くの方（大半といつても過言ではないように思われる）は、ギャンブル依存問題以外にも何らかの問題を抱え、仮にギャンブルが止まったにしても、日常生活をなんら心配なく送ることができる状態には程遠いという状況にある。

ギャンブル以外の問題には、借金、滞納、仕事・住居探しといった、日常的な問題から、コミュニケーションの問題、物事のとらえ方の問題、家族関係の調整、さらには発達障害、双極性障害、統合失調症といった精神疾患の問題も含まれている場合がある。

こういう方々に対しては、グループカウンセリング（場合によっては依存問題の専門病院への入院）のみの支援では、生活の再建を図ることが難しい。

そこで、ギャンブル依存の問題で相談に来られた方に対しても、自殺対策、困窮者支援と同様の方法により、問題の掘り起こし、包括的な支援プランの組み立て、そのプランの寄り添い型での進捗という手法を用いて、支援を継続させていただくようしている。

つまり、ギャンブルにのめり込んでいる方に対し、依存症という十把一絡げのアプローチではなく、可能な限り個別対応の支援策を組み立てるよう努めている。

具体的には、生活保護申請の支援などの生活基盤の確立、債務整理、財産保全（ギャンブルによる借金の形にとられないための贈与税の特例を活用した名義変更等）、家族関係の調整、就労準備、就職支援、継続的な居場所づくり等などである。これらの個別対応の支援策を包括的（ホリスティック）に継続することにより、結果としてギャンブルの問題も落ち着いていくという支援策が中心になってきている。

3 依存問題支援のむずかしさ

従来から言われていることだが、ギャンブルなどにのめり込み、経済的に破たんに近い状況を見て、家族が心配していろいろな相談機関、医療機関に支援を求めて、当の本人が全く動かないという実情があることは否めない。

そこで、この5年間の相談者をもとに、実際のところを分析してみたところ、まず家族の相談が本人

の相談につながった割合は、39.1%となった。またここから、グループカウンセリングに本人が参加した割合が、17.4%，さらにグループカウンセリングに定着がみられた割合が8.7%ということになった。

つまり、家族が10人相談に来ても、その家族が問題意識を持っている当事者は4人しか相談に来ない。相談に来ても、グループミーティングに参加するのは2人弱（もちろん別な形での支援につながった方もいる）、更にグループミーティングに定着するのは1人弱ということがわかる。

また、相談に来られるのは、当事者の妻が39.1%，母が31.5%，という割合になっており、女性の家族が心配して、相談機関に来ている実情も分かる。

もちろん、家族の導きではなく、当事者が直接相談に来られる例もあるが、家族相談から本人の支援につなげることが数字上も難しいことがわかる。

IV. まとめ

日本の社会で成功するビジネスモデルのポイントは、消費者をいかに依存の状態に巻き込むかということにあるという見方もある（スマートフォンでのゲーム、アイドルグループの握手券など）。また、依存の問題を抱える方の実数についていろいろな推計の数字が出され、状況が深刻であることもうかがわれる。

しかしながら、依存の問題に、当人の経済的破綻、社会的地位の喪失、更には生物的な死にもつながりかねない危険性が潜んでいることについては、殊に岩手県など地方においては、まだまだ一般の方の認識が低い状況にある。

そこで、一つの提案だが、地域資源の少ない地方においては、平成27年4月から制度運用されている「生活困窮者自立支援相談」窓口において、依存の問題についても掘り起こしを図り、対策を講じることを必須の取り組み項目とすることを検討していく必要があるのではないか。

これは、困窮者支援で取られている包括的な支援という考え方には適合的なものもあり、他方、支援の場面において依存の問題を手つかずのままにするのは、将来的な影響が大きすぎると考えられるからである。